

高崎市榛名商工会

事業継続計画

令和元年4月1日 作成
令和2年4月1日 改定（第3版）

BCPの基本方針

・当会においてBCP(事業継続計画)を策定・運用する意義・目的とともに、当会の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上で要点となり得る事項は以下のとおりである。

1. BCP策定・運用の意義・目的:

「すべては会員のために」が商工会の活動理念である。
会員事業者の現状を把握し、必要な支援を提供することが、このBCP(事業継続計画)における基本方針である。

- ① 会員への対策:会員の安否確認と被害状況の把握、事業継続の支援
- ② 関連機関 :県連・県(被害状況報告・支援策の要請)
- ③ 職員・役員への対策:安否確認、安心安全確保、情報収集

2. 平常時におけるBCPの運用推進体制:

- | | | |
|--------------------|-------|------------|
| ①責任者 | 事務局長 | |
| ②サブリーダー(必要に応じて複数名) | | |
| 宮澤指導員 | 平石指導員 | |
| ③BCP運用の対象者 | | 職員全員で運用する。 |

3. 緊急時におけるBCPの発動体制:

	責任者(リーダー)	代行者
災害対策本部	会長	事務局長
事務局	事務局長	宮澤指導員
会員対応グループ	宮澤指導員	平石指導員
事務所復旧グループ	平石指導員	後藤支援員
職員支援・救護活動グループ	後藤支援員	事務局長

4. BCP及び災害計画の更新時期:

毎年 4月 作業開始・作業完了(年 1 回更新)